

# 『方丈記』の序章について

——『文選』『歎逝賦』注文との関係から——

新 間 水 緒

## 要 旨

鴨長明の『方丈記』冒頭の有名な一文が、『文選』の「歎逝賦」の詩句を典故としていることは、『方丈記』成立の四十年後に編纂された『十訓抄』に指摘がある。『文選』は、正文に注釈がついた形で日本に伝来し、奈良時代以前から受容されてきた。平安時代を通じて『白氏文集』とともに知識人の教養の書とされ、長明の時代にも状況は同じであった。長明も当然『文選』を学んでいたであろうし、その場合詩句の解釈は当時の通例として注釈によったであろう。このような『文選』の享受のあり方を背景に『方丈記』を読むと、序章全般にわたって「歎逝賦」との表現面での類似が見取れ、さらに「歎逝賦」の注文を受容し、表現を編み出していることがわかる。ただ「歎逝賦」が「逝くを歎く」ことを主題としているのに対して、『方丈記』の序章は「人と栖の無常」を問題にすることにおいて、大きく異なると同時に、そこには長明独自の主題があるといえる。この主題は最終章に至るまで論理的に展開されており、『方丈記』末尾の問題とも大きく関わっているように思われる。



## 一 古注釈の指摘

ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。よどみに浮ぶうたかたは、かつ消え  
かつ結びて、久しくとゞまりたるためしなし。世中にある人と、栖と又かくのごとし。

余りにも有名な『方丈記』冒頭の一文であるが、<sup>(1)</sup>「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」という表現が、何にもとづいて書かれたのかということについては、現在に至るまで多くの指摘がなされてきている。最も早いものが『方丈記』成立から四十年後、建長四年（一二五二）に成立した『十訓抄』巻九第七話であり、「懇望を停むべき事」という教訓の例話として長明の出家事情について述べた後、この一文が『文選』の「歎逝賦」の一節によると指摘している。「鴨社の氏人に菊大夫長明といふもの」は、和歌、管絃の道で人に知られていたが、社司を望んで叶わず、世を恨んで出家した。しかしこの「深き恨みの心の闇」をしるべとして真の道に入ったのは、「生死・涅槃とく同じく、煩惱、菩提一つなりけることわり、たがはざりとおぼゆれ」と述べた後に、『方丈記』について以下のように記している。

この人、のちには大原に住みけり。方丈記とて、仮名にて書き置けるものを見れば、はじめの詞に、  
行く水の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず  
とあるこそ、

世間人而為世 人再々行暮

河カハ関カ水ミヅ而シテ為ル河カハ 水ミヅ滔ト々ト日ヒ度ト

といふ文を書けるよ、とおぼえて、いとあはれなれ。

江戸時代にはいくつかの『方丈記』注釈が書かれたが、『首書鴨長明方丈記』(『首書』)が『論語』子罕篇の一節をあげている。<sup>(3)</sup>

行川のながれはたえずして 論語子罕篇ニ云子在上川上一日曰逝者如斯不舍昼夜云云

長明此語に本づきて書いだしたり。され共論語とこゝとはいさゝか心ちがへり。孔子ハ道の体を水のやむことなくながるゝをかりてたとへ給へり。長明ハ世中の人もすみかのつねならぬことを水の上のあハのはかなきことをかりてたとへたり。

次に『方丈記訓説』(『訓説』)は、『十訓抄』に上記の指摘があることを述べるにとどめ、『鴨長明方丈記諺解』(『諺解』)は、『論語』子罕篇に「本づきて。かけるなるべし」とし、『首書』の説を踏襲して「然どもこゝろハ。論語と格別なり。これ亦文の二法なり」と述べている。江戸時代の『方丈記』注釈の中で最も評価の高い『鴨長明方丈記流水抄』(『流水抄』)は、『首書』が指摘した『論語』子罕篇の一節を「尤逝水の本拠たるべし」としながらも、『十訓抄』が指摘した「歎逝賦」の後文を引用し、以下のように述べている。

今案ずるに文選卷十六陸士衡。歎逝賦に悲哉川関水以成川。水滔々而日度。世関人而成世。人再々而行暮。人何世而弗新。世何人之能故。野每春其必華。草無朝而遺露。云々長明此賦に本づきて書出され侍ると見ゆ。十訓抄にもしか侍り。なを、維摩経方便品に水性不住。但池沼方円以碍之則住。非性之住也。人亦如是。又十喻に是身如泡不得久立などの文段皆此発語の奥意にて侍るべし。然るを逝水の縁を以て。しばらく歎逝賦の詞を借り用いられし粉骨にこそ。標題に載するごとく。此書は作者獲麟の記にして。一

生涯見聞する所の転変を挙げ。畢竟心身を安樂に処して。性を鞭ひ名利をいとふの要路を説述られ侍れば。さまざまの文法の沙汰にも及ばず。古例先蹤当代当時の詠までも。心にうかぶを以て。何の造作もなくつらねむすばれ侍ると見ゆ。其儀ハ所々の文段にあらハ也。

「歎逝賦」の影響は冒頭部分だけではなく、朝顔の花と花に宿る露の譬喩に至るまでの序章全体に及ぶと見たのである。

明治以降の諸注釈は、典拠となるものを他にもいくつかあげるが、この二つの典拠については、殆どの注釈が引き継いでいる。『十訓抄』の指摘が持つ意味については、後に述べるとして、気になるのは、『首書』が『論語』子罕篇の一文について、「され共論語とこゝとハいさゝか心ちがへり。孔子ハ道の体を水のやむことなくながるゝをかりてたとへ給へり」と述べていることである。そこには、『首書』の著者山岡元隣が『論語』をどの注釈に依って解釈していたかという問題があると思うからである。

周知のように、『論語』には古注と新注があり、古注は十三經注疏に含まれるもので、日本では「学令」により、『論語』は鄭玄と何晏の注で読むことが定められていた。<sup>(4)</sup> 記録としては鎌倉時代の正安二年（一三〇〇）に元僧一寧が朱熹の『論語集註』を伝えるに及ぶまで、古注による解釈が行われてきたのである。室町時代以降は朱熹の説（新注）が専ら行われるようになり、江戸時代には朱熹の説を中心とした宋学が正統とされたので、『論語』は専ら新注によって読まれるようになった。問題の部分の朱熹の注は、「天地之化、往者過、來者統。無<sub>二</sub>一息之停<sub>一</sub>。乃道体之本然也。然其可<sub>二</sub>指而易<sub>一</sub>見者、莫<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>川流<sub>一</sub>。故於<sub>レ</sub>此發以示<sub>レ</sub>人。欲<sub>二</sub>學者時時省察、而無<sub>二</sub>豪髮之間斷<sub>一</sub>也」<sup>(5)</sup>とある。『首書』が「孔子ハ道の体を水のやむことなくながるゝをかりてたとへ給へり」と述べているのは、この新注による解であり、「川の流れが流れ去ってやむことがない」点に言及はするものの、長明の時代の解釈とは異なるのではな

いかと思う。一方古注では、

包氏曰。逝往也。言凡往者。如川之流也。

孫綽云。川流不舎。年逝不停。時已晏矣。而道猶不興。所以憂歎也。

とあつて、過ぎ去つて行くもの——時、人世（人生）——を川の流れに譬え、理想とする道も興らず空しく老いてゆく我が身を嘆いたものとする。仮に長明がこの『論語』子罕篇の一節をもとにしていたとしたら、「逝く者を嘆く」という古注の解によつたのではないだろうか。しかしこれだけでは、「ゆく河の流れ」を過ぎ去つていくものに譬えただにすぎず、「絶えずしてしかもとの水にあらざ」という「持統の中の変遷」という発想からは少し離れているように思われるのである。

『十訓抄』が指摘した「歎逝賦」は、『文選』卷十六に載せる陸士衡の「歎逝賦一首并序」と題されるもので、唐の李善は「逝往也。言日月流邁人世易往、傷歎是事、因賦焉」と注している。すなわち「歎逝賦」全体の趣意は、その標題が示すように、「過ぎ去つていくもの（日月・人世）を傷み歎く」ということであり、「無常」というような明確な仏教語は使われていないものの、その意図するところは、『方丈記』と極めて近いものがある。『流水抄』が「人何世 而弗新」以下の文まで引用したのは、その典拠とするところが、単に冒頭の一文だけでなく、序章の他の部分にまで至ると考えたからであろう。

## 二 日本における『文選』受容

日本における『文選』の研究については、今日まで斯波六郎氏の『文選の研究』を始め、諸先学の地道で詳細な研

究の積み重ねがある。ここでは先学の学恩によりながら、我が国への伝来と受容、特に長明や『十訓抄』編者の時代に『文選』がどのように読まれていたのかを概観してみたい。

『文選』の日本への正確な伝来の時期はわからないが、影響を受けた最古の例として、聖徳太子の著した「十七条の憲法」の第五条が、魏の李肅遠の「運命論」(『文選』巻五三)をふまえたものであると指摘されている。<sup>(8)</sup> 奈良時代に制定された養老律令の「孝課令」には、

凡そ進士は。試みむこと、時務の策二条。帖して読まむ所は、文選の上帙に七帖。爾雅に三帖。

とあるように、進士の試験として『文選』と『爾雅』の講読が課せられていた。写経所や図書館ではしばしば『文選』のみならず、『文選音義』などが書写され、『万葉集』の山上憶良や大伴家持にも影響が見られることが指摘されている。<sup>(9)</sup>

『文選』は『論語』同様、正文に注文がついた形で伝来し、受容されていた。以下の文は『日本書紀』天智天皇元年十二月条の記述であるが、傍線部分は、『文選』巻一に載せる「西都賦」(後漢・班固)をふまえたもので(傍線部)、特に「設置山嶮、尽為防御」は、当該部分の李善の注であることが指摘されている。<sup>(10)</sup>

(避城者) 西北帯以古連且涇之水、東南據深泥巨堰之防。繚以周田、決渠降雨。華夷之毛、則三韓之上腴焉。衣食之源、則二儀之陳區矣。…州柔設置山嶮、尽為防御、…(日本古典文学大系『日本書紀下』)

帯以洪河涇渭之川…華夷之毛則九州之上腴焉、防御之阻、則天地之陳區焉(善曰、…衛尉箴曰。設置山嶮、尽為防御)…下有鄭白之沃、衣食之源、…決渠降雨、荷挿成雲、五穀垂穎、桑麻鋪袞。…繚以周牆…

(『文選』西都賦)

これ以降も六国史に『文選』関係記事が散見し、さらには当時『文選』の諸書も行われ、その竟宴に於いて作られた

詩文が『本朝文粹』や『続本朝文粹』などに収められている。また文章博士による天皇への侍読や東宮への御書始めなどに用いられたことは、先学によって指摘されているところである。『枕草子』の「文は文集。文選<sup>(11)</sup>」は、平安貴族社会における漢籍受容の実態を表すものとしてしばしば引用されるが、それはまた当時の『文選』の流行が一般貴族社会にまで及んでいたことを示すものでもあった。

説話関係では、『江談抄』巻二「吉備大臣入唐間事」に、留学した吉備真備が高樓に閉じこめられ、『文選』を読むことを試される話があり、同話を絵巻に仕立てたものとして『吉備大臣入唐絵詞』がある。また『今昔物語集』巻十一第十二話「智証大師巨宋伝頭蜜法帰来語」では、円珍が十歳の時、「毛詩、論語、漢書、文選等ノ俗書ヲ読ニ、只一度披見テ、次ニ音ヲ挙テ誦シ上グ。是奇異也」と語られている。さらに『古今著聞集』巻四（文学第五）一三三「勸学院の学生集りて酒宴の時惟宗隆頼自ら首座に着く事」では、勸学院の学生の酒宴で、年齢ではなく才の順に着席すべしと定められた時、惟宗隆頼が自ら首座に着き傍輩たちに咎められると、「文選三十卷・四声の切韻、暗誦のものあらば、すみやかに隆頼あくだるべし」と言い放ったという話が載せられている。<sup>(12)</sup> 勸学院の学生であれば『文選』三十卷の暗誦は当然のこと、その上に「四声の切韻」まで暗誦しているということが、他に対して自己を差別化する根拠となっているのである。『文選』が暗誦されたことは、『続日本後紀』の藤原常嗣薨伝に「涉<sup>(13)</sup>狷史漢、暗誦文選」(承和七年四月二三日)、『文徳実録』藤原諸成卒伝に「暗誦文選上秋」(斉衡三年四月十八日)など散見され、<sup>(13)</sup> また藤原高光が『文選』「三都賦」を暗誦して村上天皇が感歎した(「九曆」天曆二年八月十九日条)<sup>(14)</sup> 等の記事によっても知られる。また「学令」には「凡そ学生は、先づ経の文読め。通熟して、然うして後に義講<sup>かた</sup>へよ」とあって、まず音を習うことが重視された。寛平二年(八九〇)頃の成立とされる藤原佐世の『日本国見在書目録』にも『文選音義十季善撰』や『文選音決十公孫羅撰』の書名が見られ、<sup>(15)</sup> 音読が重視されたことが窺える。先にあげた『江談抄』

三の説話や『吉備大臣入唐絵詞』において、吉備真備が要求されたのも音読であり、十歳の子供が『文選』等を「誦シ上」げたとする話の背景として、暗誦も含めた『文選』受容が一般貴族のレベルにまで及んでいた当時の状況を物語るものであろう。<sup>(16)</sup>

『十訓抄』の漢詩文の引用は『白氏文集』と『文選』が多く、中でも『白氏文集』が多いことは、『枕草子』が記した傾向が、『十訓抄』の時代にもなお続いていたということであろう。『文選』について見ると、以下の九例を数えることができる。(説話番号は、小学館・新編日本古典文学全集『十訓抄』、『文選』は『足利学校遺跡図書館蔵明州刊本六臣注文選』の目録による)。多くは二三行程度の短文の引用で、同じ詩句が『明文抄』のような類書や『新撰朗詠集』にも引かれている。『文選』以外の引用も『明文抄』等と一致する場面が多いことから、『十訓抄』の『文選』引用は、『文選』のテキストそのものではなく、詩句を抄出したようなテキストに拠った可能性がある。問題の「歎逝賦」は、『十訓抄』の跋文にも引かれているが、原拠の「河闊水而以成河、水滔々日度、世閱人而為世、人冉冉行暮」の詩句が、『方丈記』と関連する巻九第七話の引用と同様、前後逆になっているのは、『十訓抄』の編者が依拠したテキストがそのような順序であった可能性も考えられる。

『十訓抄』

① 卷一・22

② 卷二・2

③ 卷五・序

『文選』

卷四二・魏文帝「与鍾大理書」

卷十七・陸士衡「文賦并序」(卷二五・蘆子諒

「贈劉琨并書」の誤り)

卷四二(『十訓抄』では卷二二)・魏文帝「与吳

他書所載

『江談抄』四

『新撰朗詠集』交友

質「書」

『明文抄』卷三

『明文抄』卷一

④ 卷六・17 卷十・潘安仁「西征賦」

⑤ 卷六・34 卷九・曹大家「東征賦」

⑥ 卷九・5 卷十六・江文通「恨賦」

⑦ 卷九・7 卷十六・陸士衡「歎逝賦并序」

⑧ 卷十・66 卷四六・陸士衡「豪士賦序」

⑨ 跋文 卷十六・陸士衡「歎逝賦」

『新撰朗詠集』落葉

『十訓抄』跋文

そもそも、難波の言の葉の、よしあしにつけつつ、昔今の物語を集め見るに、その身はさながら、苔の下に朽ちにければ、わづかに埋もれぬ名ばかりを、しるしとどむるあはれさに、なきは数そふ世のありさま、思ひつづけられて、いつか身の上にとのみ心細し。

夢なり幻なり。古人去りて、帰らず。ありとやせむ、なしとやせむ。旧友かくれて、残り少なし。かの文選といふ文に、

再々として行き暮れぬ

水滔々として日々に度る

とあるこそ、まことに理なれ。常なく、移りゆく世の中を聞き見るに、たぎつ岩瀬の河波の、すみやかに流れ行きて、とまらざるにことならず。

かかれば、歌にも、

流れてはやき月日なりけり

ともよみ、詩にはまた、

水は返る夕なし、流年の涙

とも作り、法文には

人命不<sub>レ</sub>停、過<sub>二</sub>於山水<sub>一</sub>

ともあるやらむ。

この跋文の記述で注目されるのは、『方丈記』冒頭文との関わりで引用された卷九第七話の「歎逝賦」の一節に、さらに詳しい説明を付け加えていることである。すなわち「常なく、移りゆく世の中を聞き見るに、たぎつ岩瀬の河波の、すみやかに流れ行きて、とまらざるにことならず」とのべ、同趣の「昨日といひ今日とくらしてあすか河流てはやき月日なりけり」（『古今集』卷六冬歌三四一・春道列樹）と、『和漢朗詠集』・老人に載せる菅原文時の「水は反る夕なし流年の涙 花はあに重ねて春ならんや暮齒の粧ひ」をあげる。『十訓抄』編者の「歎逝賦」詩句の理解は、「常なく、移りゆく世の中」は、川の流れのように「すみやかに流れゆきて、とまらざる」ということなのであろう。それは又別の表現で言えば、「水は返る夕なし流年の涙」（ゆく水はふたたびかえることがない。流れる水のように年月は過ぎ去ることを思えば、涙がこぼれる）ということである。このような『十訓抄』編者の「歎逝賦」の詩句の解釈は、引用文が『文選』の抄出本をもとにしたものであれ、当時の通例として、『文選』の当該部分の注文か、または、注文そのものではないにしても注文から派生した注釈のようなものを通して理解されていたのではないだろうか。

### 三 『文選』の注釈について

『文選』は梁の昭明太子蕭統（五〇一—五三二）の晩年の数年間に成立したとされ、成立後間もなく音義が作られて、それ以降膨大な数の注釈書が作られた。しかし宋代以前のもので今日まで伝わっているのは、唐代に書かれた李善注と五臣注（呂延濟・劉良・張銑・呂向・李周翰）、日本にのみに伝存する『文選』の古鈔本『文選集注』に引かれる注文によってその存在を知ることができるいくつかの注釈のみである。李善の注は言語の出所・用例を引き解する客観的な注釈態度でなされたが、引書のみ多く正文の意味に殆どふれなかったため、一般人には読みにくいものだった。その欠点を補うため、引書よりも全体の意味をわかりやすくする『五臣注文選』が出されたが、その注は粗雑で誤りが多いということで、唐代から既に厳しく批判され<sup>(18)</sup>という。これらは注釈を付した形の『文選』のテキストで、時の皇帝に奉られたものであった。以後この二つの注が行われるようになり、宋代に入ると李善注と五臣注を合わせた『六臣注文選』が刊行された。

『文選』の日本への伝来に関する史書の記事としては、『続日本紀』宝龜九年（七七八）十二月十八日条の唐人袁晋卿の記事が最初である。玄蕃頭従五位上袁晋卿に清村宿祢の姓を賜ったという記事に続けて以下のように記されている。

天平七年随<sup>テ</sup>我朝使<sup>ニ</sup>帰朝<sup>セリ</sup>、時年十八九、学<sup>ビ</sup>得<sup>テ</sup>文選爾雅音<sup>ヲ</sup>、為<sup>ル</sup>大学音博士<sup>ト</sup>、於<sup>テ</sup>後歴<sup>ニ</sup>大学頭安房守<sup>ト</sup>。

しかし、前掲の聖徳太子の十七条憲法が既に『文選』の影響を受けたものだとしたら、かなり古くから我が国に伝来していたことになる。また李善の注が行われ、しかも正文のみならず注文も文章の中に取り込まれることがあったこ

とも、前掲の『日本書紀』の記事から知られるのである。

寛平二年（八九〇）頃の成立とされる藤原佐世『日本国見在書目録』には、以下のような『文選』関係の書目が上げられている。

文選 三千 昭明太子撰	文選 六十卷 李善注	文選鈔 六十九 公孫羅撰	文選鈔 三十
文選音義 十 李善撰	文選音決 十 公孫羅撰	文選音義 十 釈道淹撰	文選音義 曹憲撰
文選抄韻 一	小文選 九		

これらは今日亡失して伝わらないので詳細はわからないが、書名が区別されていることから判断すると、「文選 三十 昭明太子撰」は正文のみ、「文選鈔 三十」、「小文選 九」はそれを抄出したテキスト、「文選 六十 李善注」は正文に李善の注釈がついた李善注本、「文選鈔 六十九 公孫羅撰」は、鈔出した本文に公孫羅の注がついたものであろうか。先あげた『日本書紀』の例でも見られたように、日本でも李善注は優れた注釈として早くから行われたが、平安後期に至っても藤原明衡の『雲州往来』の『文選』四巻を返却する消息文に、

李善之注、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>規模<sub>一</sub>、能<sub>ク</sub>御覽<sub>二</sub>也（巻中・四十七返状）

とあり、また『台記』康治二年（一一四三）九月三十日条に、「今日所見及一千三十巻、因所見之書目六載<sub>レ</sub>左」として、

李氏注文選六十巻自筆抄 保延六年受小金<sub>（令カ）</sub>柱下説、同五年八月廿一日始之、六年五月十五日終之

などの例があるように、李善注が尊重されていた。<sup>19)</sup>一方『五臣注』は『日本国見在書目録』にも見えず、どの程度行われたのか不明であるが、『御堂関白記』寛弘三年（一〇〇六）十月二十日条に「唐人令<sub>（曾）</sub>文所及蘇木・茶碗等持来、五臣注文選・文集等持来」とあるところから、これよりも早く日本にもたらされ、読まれていたであろうと言

われている<sup>(21)</sup>。『御堂関白記』には、他にも寛弘元年（一〇〇四）十一月三日条に「集注文選内大臣取之、右大臣問、内大臣申云、宮被奉集注文選云々」の記事があり、『文選』の諸注を集めたテキストも読まれていたことが知られるのである。この「集注文選」は、日本にのみ伝存する『文選集注』ではないかとも言われている<sup>(22)</sup>。時代が降ってもこの事情は同じであり、先にあげた『雲州往来』や『台記』の記事のように李善の注を「規模」としながらも、諸注を合わせ読む形で『文選』が享受されていたのである。

長明と同時代人である定家については、『明月記』その他に『文選』の詩句が多く引用され、また息定修に『文選』の講義をしていることが指摘されている<sup>(23)</sup>。長明がどの程度『文選』を読んでいたのかはわからないが、定家ほどではないにしても、当時の知識人として一通りの心得はあったであろう。仮に抄出本を用いたにしても、当時の通例として、注釈とともに受容したであろうと思うのである。

#### 四 『方丈記』序章と「歎逝賦」注文

『方丈記』と「歎逝賦」の関係については、『流水抄』が以下の三点を指摘している（〈 〉内は、『和刻本文選』の本文）。

- 1 行川の流れハ 今案ずるに文選卷十六陸士衡。歎逝賦に悲哉川闊レ水以成レ川。水滔々而日度。世闊レ人而成レ世。人冉冉而行暮。人何世。而弗新。世何人之能故。野每春其必華。草無朝而遺。露云々。
- 2 いにしへ見し人 文選歎逝賦序云余年方ニ 四十一而懿親戚属亡。多存寡。暝（暝）交密友亦不半在。或所下曾共遊ニ塗ニ同宴中一室上十年之内素然。已尽ニ云々

3 あさかほの露 夕を待事なし 歎逝賦ノニハ花ハ〈草〉無朝而遺レ露ハ又云譬 日及之在条恒雖尽而弗悟。

新注では、山田孝雄氏『方丈記』（宝文館 昭和十八年）が、1 については『十訓抄』の当該部分の本文を引用して「歎逝賦」の文であると注し、3 については「歎逝賦」の本文に加えて注文を上げ、以下のように述べている。

4 「野每春其必華、草無朝而遺露、經終古而〈常〉然、率品物其如素、譬日及之在條恒雖盡而弗悟、雖不悟其可悲、心憫焉而自傷亮造化之若茲、吾安取其〈夫〉長久」とあり、その「日及」はその注に「翰曰、悟、覺也、日及木樅華也。朝榮夕落、漸至於尽、不即覺悟也」とありて、ここに「あさがほ」といへる所はこゝに基づく。

また、細野哲雄氏『方丈記』と『歎逝賦』（「国文学 解釈と鑑賞」十卷九号 昭和四十年）は、前記三箇所に加え、以下の点をあげて、『方丈記』の「所も変らず、人も多かれど」から「何によりてか目を喜ばしむる」までの「文章に投影している」と述べられている（本文は『和刻本文選』による）。

5 痛靈根之夙殞。怨具爾之多喪。悼堂構之隕瘁。愍城闕丘荒。親彌懿。其已逝。交何感而 不亡（忘）。咨余命之方殆。何視天之茫茫。傷懷悽。其多念。感貌卒而歎。幽情発而成緒滯思叩而興端。慘此世之無樂。詠在昔而為言。居充堂而衍宇。行連駕比軒。彌年時其詎幾。夫何往而不殘。或冥邈而既尽。或寥廓而僅半。

氏は続けて「歎逝賦」全体の要旨を述べ、末尾に至って「いたずらに人生のはかなさを悲しむことの愚を知り、天地の理法を悟って自分の生を養い、世間の榮譽を忘れて心の煩いを解き、悠悠自適わが老いを楽しもう」という部分は、晩年になって宮んだ長明の「方丈の庵」の生活と骨組みが似通っているとされている。細野氏の指摘の部分は「歎逝賦」の以下の部分である。

6 感<sup>ス</sup>秋<sup>ノ</sup>華<sup>ハナ</sup>於<sup>テ</sup>衰<sup>ハ</sup>木<sup>ニ</sup>。瘁<sup>イタム</sup>零<sup>オツル</sup>露<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>豊<sup>ト</sup>草<sup>ニ</sup>。在<sup>チ</sup>殷<sup>ノ</sup>憂<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>弗<sup>レ</sup>違<sup>ハ</sup>。夫<sup>レ</sup>何<sup>ノ</sup>云<sup>フ</sup>乎<sup>ニ</sup>識<sup>ル</sup>道<sup>ヲ</sup>。將<sup>ニ</sup>頤<sup>ヤシ</sup>天地<sup>ノ</sup>之大<sup>ト</sup>德<sup>ヲ</sup>遺<sup>ス</sup>聖<sup>ノ</sup>人之<sup>ノ</sup>洪<sup>ト</sup>宝<sup>ヲ</sup>。

解<sup>チ</sup>心<sup>ヲ</sup>累<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>末<sup>ニ</sup>迹<sup>ニ</sup>。聊<sup>シテ</sup>優<sup>シ</sup>游<sup>ブ</sup>以<sup>テ</sup>娛<sup>ビ</sup>老<sup>ヲ</sup>。

「歎逝賦」の全体の構成は、月日が速やかに流れ去り、人命の短いことを悲しみ、父祖兄弟が早く亡くなり、旧友も半ばは世を去った、代々伝えられた建物や城闕が崩れ荒廃し、自分の命もはやいくばくもなく、死の近いことを思うと、心は悲しみに沈むが、それも自然の道理であり、死というものが明けることのない夜に皆揃って寝るようなもので、寝るのが遅いか早いかであると悟った時、心を乱されることもなくなった、これからは命を大切に、栄達など忘れて、ゆったりと老い先を楽しみたいと述べて賦を閉じている。『方丈記』序章との関係では、個々の表現の問題と全体の構成の問題があると思うが、まず表現面での関係を『方丈記』本文と『文選』注文を対照させながら、検討してみたい。

1 ゆく河の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず。

悲<sup>キ</sup>夫<sup>ノ</sup>川<sup>ヲ</sup>闊<sup>ク</sup>水<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>成<sup>ス</sup>川<sup>ニ</sup>。水<sup>ハ</sup>滔滔<sup>トシテ</sup>而<sup>シテ</sup>日<sup>々</sup>度<sup>ル</sup>。

善<sup>ク</sup>曰<sup>ク</sup>。高<sup>ク</sup>誘<sup>フ</sup>淮<sup>ノ</sup>南<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>注<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>。闊<sup>ハ</sup>愒<sup>也</sup>。毛<sup>詩</sup>曰<sup>ク</sup>。滔滔<sup>トシテ</sup>江<sup>ノ</sup>漢<sup>ニ</sup>。○濟<sup>曰</sup>。滔滔<sup>トシテ</sup>水<sup>ノ</sup>流<sup>ル</sup>貌<sup>也</sup>。愒<sup>ハ</sup>衆<sup>ノ</sup>水<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>成<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>川<sup>ニ</sup>。終<sup>日</sup>流<sup>去</sup>而<sup>シテ</sup>後<sup>水</sup>相<sup>続</sup>統<sup>ス</sup>。

『十訓抄』が指摘している部分であるが、右にあげた呂延済の注に、「滔滔は水流の貌。川は衆（多くの）水を愒て其の川を成す。終日流れ去りて、後水相統す」とあることに注目したい。「川の水は一日中流れ去って行き、後の水がまた流れ続く」というのである。目の前を流れる水は、後から続いて流れて来た水であって、先ほど流れ去った「もとの水ではない」。『流水抄』は、『文選』「長歌行」「百川東至<sup>シテ</sup>海<sup>ニ</sup>。何時<sup>ノ</sup>復<sup>シテ</sup>西<sup>ニ</sup>帰<sup>ラン</sup>」と、載叔倫詩「沅湘日夜東流<sup>ス</sup>去<sup>ル</sup>。不<sup>ス</sup>為<sup>ニ</sup>愁<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>住<sup>ル</sup>。少<sup>シ</sup>時<sup>ト</sup>」をあげるが、呂延済の注の方がより近い表現ではないかと思う。また「絶えずし

て、しかももとの水に「あらず」の「しかも」については逆接とする解釈が多いが、「終日流れ去る水」を受けて「後水」が続く、「故に眼前の水はもとの水ではない」と考えると、この「しかも」は「絶えずして」を受けた添加の意味と考えられると思うのである。これについては、関口忠男氏が、安良岡康作氏の

いったんは『絶えずして』という恒常・常住の相として叙述するとともに、さらに、観照を深くして、「しかももとの水に「あらず」という、変遷・無常の相として把握している。(中略)この、一見、恒常・常住のように考えられる現実が、よく観照してみると、その中に変遷・無常が見いだされるといふ著者の態度<sup>(24)</sup>：

という解説を受けて、以下のように述べられているのは、この一文を「歎逝賦」の呂延済の注文から発想したと見る場合、示唆にとむ<sup>(25)</sup>。

「ユク河ノナガレハタエズシテ」と「モトノ水ニアラズ」をつなぐ接続詞「シカモ」には、「添加」の意だけでなく、時間的同時に近いニュアンスが内在されてはいないだろうか。つまり、「ユク河ノナガレ」を「タエズシテ」ととらえた認識が、「なおそのうえに、ほとんど時を移さずに」「モトノ水ニアラズ」という認識に到達するというように解されないであろうか。前半部と後半部とで、常住と無常という対蹠的な思想を有する表現を、あえて、逆接の接続詞ではない「シカモ」で接続したところに、著者のこのような意識の内在を推測することができはしまいか。：一見、常住であることと仮想的認識と、それを無常であると認識する実相的認識とが、著者の思考過程において、ほとんど同時に成立している可能性が見出されることになり、：対蹠的・対立的な認識でありながら、ほとんど一気にその対立性を飛び越えて、その本質的な無常の認識を確立するという、極めて緊迫した思考過程をみることができ、ここに見られる無常観は、かなり、高次なものになり得る契機をそなえていることになろう。

一見変わらないように見えるものの中に変遷を見るという発想は、「歎逝賦」の注文から自然に発想され、「恒常・常住」に対する「変遷・無常」として、再度捉え直されたものではないだろうか。このことは、『十訓抄』のもう一つの指摘である「人の世」についても同様である。

2(よどみに浮ぶうたかたは、かつ消えかつ結びて、久しくとどまりたる例なし。)世中にある人(と栖と)、又かくのごとし。

①世<sup>ハスヘテ</sup>人<sup>ヲ</sup>而<sup>テ</sup>為<sup>リ</sup>世<sup>ヲ</sup>、人<sup>ハ</sup>再<sup>トシテ</sup>而<sup>テ</sup>行<sup>シ</sup>暮<sup>シ</sup>。

善<sup>ハ</sup>曰<sup>ク</sup>。夫<sup>レ</sup>世<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>名<sup>ヲ</sup>。縁<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>君<sup>上</sup>。人<sup>ノ</sup>父<sup>子</sup>相<sup>繼</sup>亦<sup>取</sup>其<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>。故<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>二<sup>代</sup>之<sup>人</sup>、通<sup>呼</sup>為<sup>リ</sup>三<sup>世</sup>人<sup>ト</sup>。楚<sup>辞</sup>曰<sup>ク</sup>。老<sup>冉</sup>冉<sup>而</sup>而<sup>進</sup>。廣<sup>雅</sup>曰<sup>ク</sup>。冉<sup>冉</sup>進<sup>也</sup>。○洛<sup>曰</sup>。冉<sup>冉</sup>人<sup>老</sup>貌<sup>也</sup>。言<sup>惣</sup>衆<sup>人</sup>二<sup>而</sup>成<sup>リ</sup>于<sup>世</sup>、終<sup>日</sup>老<sup>謝</sup>而<sup>後</sup>人<sup>相</sup>統<sup>也</sup>。

②人<sup>ハ</sup>何<sup>レ</sup>世<sup>トシテ</sup>而<sup>テ</sup>弗<sup>レ</sup>新<sup>ラ</sup>。世<sup>ハ</sup>何<sup>レ</sup>人<sup>トシテ</sup>之<sup>レ</sup>能<sup>ク</sup>故<sup>ナ</sup>。

善<sup>ハ</sup>曰<sup>ク</sup>。言<sup>皆</sup>滅<sup>亡</sup>而<sup>不</sup>能<sup>ク</sup>故<sup>ナ</sup>。○銑<sup>曰</sup>。以<sup>テ</sup>新<sup>代</sup>故<sup>ナ</sup>。是<sup>以</sup>不<sup>能</sup>故<sup>ナ</sup>也。

川の流れを叙述した後、「行く河の流れ」↓「よどみ」↓「よどみに浮かぶ」うたかた」というように、視点を移動させていくと同時に、和歌の縁語である「河」「流れ」「よどみ」「うたかた」が使われ、なおかつそれが「ここに消えかしこに結ぶ水の泡のうき世に廻る身にこそありけれ(千載集卷一九・釈教歌二二〇二 藤原公任)、「流れゆく水に玉なすうたかたのあはれあだなるこの世なりけり(山家集八一七)などの歌をふまえて、「人の命の無常」へと関連づけられていく。「かつ消えかつむすびて」という用語の順序からも、また人命のはかなさに言い及ぶ点からも、この部分は公任の歌に触発されることが多かったのではないだろうか。そして「ゆく河の流れ」と「よどみに浮かぶうたかた」という無常の例を述べてから、結論として「世中にある人(と栖と)、またかくのごとし」と結ぶのである。

「歎逝賦」の該当部分の注を見ると、「洛曰。冉冉人老貌。言惣衆人二而成于世、終日老謝而後人相統」とあって、

前句の「川の流れ」の対句として人の世の実相について注を施している。「冉冉は人老る貌である。言う心は、世は衆（多くの）人を集めて成り立っているが、人は刻々と老い死んで、また新たな人が生まれ続いていく」というもので、多くの人で成り立っている人の世も、実は刻々と変化しているのだという人の世の実相を述べたものだというのである。新旧交代が人の世の実相であるということは、②の張銑の「以<sub>レ</sub>新代<sub>レ</sub>故<sub>二</sub>也<sub>一</sub>」という注文によってより明らかになるであろう。この部分は、後文の「住む人もこれに同じ」以下の文にも影響しているように思われる。築瀬一雄氏はこの一文について、「自然現象の無常観的把握を、人間世界・社会における「人と栖」の問題に移入していく転換の論理」が見てとれると指摘されているが、この部分の背景に「歎逝賦」の詩句の展開を置くことさらにその「転換」の様相がよく理解できるのではないかと思う。

先に引用した『方丈記』の文中で「栖」について括弧内に入れたのは、「歎逝賦」に該当する本文がないこともあがるが、「人」と同じ重さで「栖」の無常を述べることこそが、「歎逝賦」にはない『方丈記』の独自性であり、全体の構想とも深く関係すると思うからである。この点については後述したい。

3 久しくとゞまりたる例なし。

（野<sub>ハコトニ</sub>毎<sub>レ</sub>春<sub>ハコトニ</sub>其<sub>ハコトニ</sub>必<sub>ハコトニ</sub>華<sub>ハコトニ</sub>草<sub>ハコトニ</sub>無<sub>ハコトニ</sub>朝<sub>ハコトニ</sub>而<sub>ハコトニ</sub>遺<sub>ハコトニ</sub>露<sub>ハコトニ</sub>）  
 經<sub>ハコトニ</sub>終<sub>ハコトニ</sub>古<sub>ハコトニ</sub>而<sub>ハコトニ</sub>常<sub>ハコトニ</sub>然<sub>ハコトニ</sub>。率<sub>ハコトニ</sub>品<sub>ハコトニ</sub>物<sub>ハコトニ</sub>其<sub>ハコトニ</sub>如<sub>ハコトニ</sub>素<sub>ハコトニ</sub>。善<sub>ハコトニ</sub>曰<sub>ハコトニ</sub>。楚<sub>ハコトニ</sub>辭<sub>ハコトニ</sub>曰<sub>ハコトニ</sub>。日<sub>ハコトニ</sub>長<sub>ハコトニ</sub>無<sub>ハコトニ</sub>絶<sub>ハコトニ</sub>兮<sub>ハコトニ</sub>終<sub>ハコトニ</sub>古<sub>ハコトニ</sub>。  
 周易<sub>ハコトニ</sub>曰<sub>ハコトニ</sub>。品<sub>ハコトニ</sub>物<sub>ハコトニ</sub>咸<sub>ハコトニ</sub>亨<sub>ハコトニ</sub>。鄭<sub>ハコトニ</sub>玄<sub>ハコトニ</sub>礼<sub>ハコトニ</sub>記<sub>ハコトニ</sub>注<sub>ハコトニ</sub>曰<sub>ハコトニ</sub>。素<sub>ハコトニ</sub>故<sub>ハコトニ</sub>也<sub>ハコトニ</sub>。○向<sub>ハコトニ</sub>曰<sub>ハコトニ</sub>。素<sub>ハコトニ</sub>旧<sub>ハコトニ</sub>也<sub>ハコトニ</sub>。言<sub>ハコトニ</sub>人<sub>ハコトニ</sub>世<sub>ハコトニ</sub>互<sub>ハコトニ</sub>新<sub>ハコトニ</sub>。雖<sub>ハコトニ</sub>及<sub>ハコトニ</sub>終<sub>ハコトニ</sub>古<sub>ハコトニ</sub>而<sub>ハコトニ</sub>常<sub>ハコトニ</sub>若<sub>ハコトニ</sub>此<sub>ハコトニ</sub>。至<sub>ハコトニ</sub>於<sub>ハコトニ</sub>物<sub>ハコトニ</sub>類<sub>ハコトニ</sub>亦<sub>ハコトニ</sub>如<sub>ハコトニ</sub>旧<sub>ハコトニ</sub>曰<sub>ハコトニ</sub>。

春が廻ってくるたびに野には花が咲き、草の上に朝ごとに置く露が残ることはない。「それは昔からのことで、万物すべてもとからそうなのだ」という。「よどみに浮かぶうたかた」が生滅することを、維摩経十喻などが示す無常の実相であると捉えた時、それはもとからそうなのであり、それが無常の真実の相であって、水の泡が常に在り続け

るようなこと(例)はないということになる。『歎逝賦』が認識する「自然の摂理」を「無常の相」に置き換えた時、「うたかた」が「ひさしくとどまりたること(例)なし」という表現が生まれたのではないだろうか。その意味でいうと、流布本の本文の方が「歎逝賦」に発想が近く、大福光寺本はそれを一段進めて強調した形になるのではないかと思う。

4 たましきの都のうちに、棟を並べ、甍を争へる、高き卑しき人の住ひは、世々を経て尽きせぬものなれど、これをまことかと尋(ぬ)れば、昔ありし家はまれなり。或は去年焼けて今年作れり。或は大家<sup>レ</sup>びて小家となる。

「歎逝賦」でこの部分と対応する箇所については、強いて上げれば父祖伝来の建物が崩壊れていく事を嘆く次の部分であろうか。

<sup>イ</sup>悼<sup>ニ</sup>堂<sup>ノ</sup>構<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>隕<sup>ニ</sup>瘁<sup>一</sup>。 <sup>ハ</sup>愍<sup>ニ</sup>城<sup>ノ</sup>闕<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>丘<sup>ノ</sup>荒<sup>一</sup>。

善曰。尚書曰。厥子乃弗肯堂。矧肯構。瘁猶毀也。毛詩曰。在城闕兮。○銑曰堂構祖考所構之堂。皆崩頽毀瘁。城闕亦丘墟荒蕪。此機情多傷<sup>ニ</sup>哀<sup>一</sup>矣。

ただ、「歎逝賦」で述べる父祖以来の堂構や城闕は、「高き人」の住まいであって、『方丈記』の述べる住まい一般とは異なるものである。また「歎逝賦」には火事で焼けて立て直したり、大家が壊されて小家となるというような「生滅」の相は見られない。ここでも長明は、無常の相を、「人と栖と」同じ重さで叙述しようとしているのであって、単に「栖」の荒廢や崩壊を歎く姿勢ではないのである。

5 住む人も是に同じ。所も変わらず、人も多かれど、いにしへ見し人は、一三十人が中にわづかにひとりふたりなり。

『流水抄』が「いにしへ見し人」の典拠としてあげる序の部分「余年方<sup>ナムナムトス</sup> 四十二而懿親戚属、亡多存寡。暄<sup>チン</sup>〈暄〉

交密友。亦不<sup>ク</sup>半<sup>ク</sup>在<sup>ル</sup>。或<sup>ハ</sup>所<sup>ニ</sup>曾<sup>シ</sup>共遊<sup>ス</sup>。塗<sup>ニ</sup>同宴<sup>シ</sup>一室<sup>ニ</sup>。十年之内、索然<sup>トシテ</sup>「已<sup>ニ</sup>尽<sup>ル</sup>」については、むしろ後半部の「この山にこもりゐてのち、やむごとなき人のかくれ給へるもあまた聞ゆ。ましてその数ならぬたぐひ、尽くしてこれを知るべからず」の方に投影しているように思う。「いにしへ見し人は、二三十人が中にわづかにひとりふたりなり」については、細野氏が指摘されている以下の文の特に②に依拠しているのではないだろうか。

① 痛<sup>ク</sup>靈根<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>夙<sup>ク</sup>殞<sup>ス</sup>。怨<sup>ム</sup>具爾<sup>ノ</sup>之多<sup>ク</sup>喪<sup>ス</sup>。

善曰。靈根祖禰也。具爾兄弟也。南都賦曰。固<sup>ス</sup>靈根<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>夏葉<sup>ニ</sup>。○良曰靈根靈木之根喻祖考也。夙早。殞没也。具爾謂兄弟也。詩云。戚戚兄弟莫<sup>レ</sup>遠<sup>シ</sup>。具爾。

② 親落落而日稀。友靡靡愈<sup>ニ</sup>索<sup>ス</sup>。顧<sup>テ</sup>旧要<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>遺存<sup>ニ</sup>得<sup>テ</sup>二十<sup>一</sup>於<sup>テ</sup>千百<sup>ニ</sup>。

善曰。落落稀貌。靡靡尽貌。索協韻所格切。旧要猶<sup>レ</sup>久要也。遺余也。言顧<sup>ニ</sup>久要<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>遺存<sup>之中</sup>得<sup>テ</sup>二十<sup>一</sup>於<sup>テ</sup>千百<sup>之内</sup>。十一者謂<sup>ハ</sup>通<sup>ニ</sup>千百<sup>ニ</sup>而計<sup>シ</sup>之<sup>レ</sup>十分<sup>ニ</sup>而得<sup>テ</sup>其<sup>一</sup>。言亡<sup>ハ</sup>多<sup>ク</sup>而存<sup>ニ</sup>寡<sup>シ</sup>也。論語曰。久要<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>忘<sup>ス</sup>平生<sup>之</sup>言<sup>ニ</sup>。○銑曰。靡靡少貌。索。要妙也。旧<sup>ニ</sup>十<sup>一</sup>今<sup>得<sup>テ</sup>其<sup>一</sup></sup>。旧<sup>ニ</sup>十<sup>一</sup>今<sup>得<sup>テ</sup>其<sup>百</sup></sup>。蓋失<sup>ニ</sup>其<sup>九</sup>分<sup>ニ</sup>矣。

②の李善注は「旧要を遺存の中に顧れば、十か一を千百の内に得。十が一とは、謂ふところは、千百に通じて、之を計るに十分に於て其の一を得。言ふところは、亡ずるもの多くして存するもの寡し」、張銑注は、「旧十に今其の一を得、旧十に今その百を得、蓋しその九分を失ふ」とする。「二三十人のうちにわずかにひとりふたりなり」という具体的な数字を上げた表現は、やはり「歎逝賦」の李善注「十一者…十分而得<sup>ニ</sup>其<sup>一</sup>」、張銑注「旧十今得<sup>ニ</sup>其<sup>一</sup>。旧十今得<sup>ニ</sup>其<sup>百</sup>。蓋失<sup>ニ</sup>其<sup>九</sup>分<sup>ニ</sup>矣」という注文から発想されたものではないかと思う。

6 その主と栖と、無常を争ふさま、いはば朝顔の露に異ならず。或は露落ちて花残れり。残るといへども朝日に枯れぬ。或は花しほみて露なほ消えず。消えずといへども、夕を待つ事なし。

①野毎<sup>ハニ</sup>春<sup>ハニ</sup>其<sup>ハニ</sup>必<sup>ハニ</sup>華<sup>ハニ</sup>。草<sup>ハニ</sup>無<sup>ハニ</sup>朝<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>遺<sup>ハニ</sup>露<sup>ハニ</sup>。

善<sup>ハニ</sup>日<sup>ハニ</sup>。野<sup>ハニ</sup>毎<sup>ハニ</sup>春<sup>ハニ</sup>其<sup>ハニ</sup>必<sup>ハニ</sup>華<sup>ハニ</sup>。喻<sup>ハニ</sup>人<sup>ハニ</sup>何<sup>ハニ</sup>世<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>弗<sup>ハニ</sup>新<sup>ハニ</sup>。草<sup>ハニ</sup>無<sup>ハニ</sup>朝<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>遺<sup>ハニ</sup>露<sup>ハニ</sup>。喻<sup>ハニ</sup>世<sup>ハニ</sup>何<sup>ハニ</sup>人<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>能<sup>ハニ</sup>故<sup>ハニ</sup>。夫<sup>ハニ</sup>露<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>在<sup>ハニ</sup>草<sup>ハニ</sup>無<sup>ハニ</sup>一<sup>ハニ</sup>朝<sup>ハニ</sup>有<sup>ハニ</sup>余<sup>ハニ</sup>。以<sup>ハニ</sup>喻<sup>ハニ</sup>人<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>居<sup>ハニ</sup>世<sup>ハニ</sup>。無<sup>ハニ</sup>一<sup>ハニ</sup>時<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>能<sup>ハニ</sup>故<sup>ハニ</sup>也。王<sup>ハニ</sup>逸<sup>ハニ</sup>楚<sup>ハニ</sup>辞<sup>ハニ</sup>注<sup>ハニ</sup>曰<sup>ハニ</sup>。遺<sup>ハニ</sup>余<sup>ハニ</sup>也。○良<sup>ハニ</sup>日<sup>ハニ</sup>。無<sup>ハニ</sup>一<sup>ハニ</sup>朝<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>不<sup>ハニ</sup>有<sup>ハニ</sup>露<sup>ハニ</sup>也。

②譬<sup>ハニ</sup>日<sup>ハニ</sup>及<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>在<sup>ハニ</sup>條<sup>ハニ</sup>。恒<sup>ハニ</sup>雖<sup>ハニ</sup>尽<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>弗<sup>ハニ</sup>悟<sup>ハニ</sup>。

善<sup>ハニ</sup>日<sup>ハニ</sup>。言<sup>ハニ</sup>命<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>行<sup>ハニ</sup>逝<sup>ハニ</sup>譬<sup>ハニ</sup>乎<sup>ハニ</sup>日<sup>ハニ</sup>及<sup>ハニ</sup>。雖<sup>ハニ</sup>至<sup>ハニ</sup>於<sup>ハニ</sup>尽<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>不<sup>ハニ</sup>能<sup>ハニ</sup>悟<sup>ハニ</sup>。潘<sup>ハニ</sup>尼<sup>ハニ</sup>朝<sup>ハニ</sup>菌<sup>ハニ</sup>賦<sup>ハニ</sup>曰<sup>ハニ</sup>。朝<sup>ハニ</sup>菌<sup>ハニ</sup>者<sup>ハニ</sup>世<sup>ハニ</sup>謂<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>木<sup>ハニ</sup>樅<sup>ハニ</sup>。或<sup>ハニ</sup>謂<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>日<sup>ハニ</sup>及<sup>ハニ</sup>。○翰<sup>ハニ</sup>曰<sup>ハニ</sup>悟<sup>ハニ</sup>覺<sup>ハニ</sup>也。日<sup>ハニ</sup>及<sup>ハニ</sup>木<sup>ハニ</sup>樅<sup>ハニ</sup>華<sup>ハニ</sup>也。朝<sup>ハニ</sup>采<sup>ハニ</sup>夕<sup>ハニ</sup>落<sup>ハニ</sup>。漸<sup>ハニ</sup>至<sup>ハニ</sup>於<sup>ハニ</sup>尽<sup>ハニ</sup>。不<sup>ハニ</sup>即<sup>ハニ</sup>覺<sup>ハニ</sup>也。

朝顔の花がはかないものの譬えとして引かれるのは、『和漢朗詠集』秋・樅「樅花一日おのづから采をなす」(出典は『白氏文集』「方言詩五首」)、源順の歌「よのなかをなににたとへむ夕露もまたできえぬるあさがほの花」(源順集・一二〇)などの和歌的伝統によるものとも考えられ、特に順の歌は、「よつなるをんなご」と「いつつなるをのこ子」を続けて失った順が「無常のおもひ、ことにふれておこる、かなしびのなみだかわかず」<sup>(29)</sup>詠んだ歌であり、人の命の無常と関わりが深い。また藤原高遠の歌に「世の中に似たるものかな朝日待つ垣根ににほふ朝顔の花」(大式高遠集・三六一)の歌があるが、この歌が無常を主題としていづれば「朝日待つ垣根ににほふ朝顔の花」の表現は、「朝日に枯れぬ」という表現と発想において近いものがある。しかし「朝顔の花」を「栖」に、「朝顔の花に宿る露」を「人命」に喩え、「或は露落ちて花残り、残るといへども朝日に枯れぬ」、「或は花しぼみて露なほ消えず。消えずといへども、夕を待つ事無し」という対句で「無常をあらそふさま」を語るのは、やはり「歎逝賦」の影響であろうと思う。①の李善注では、「野毎<sup>ハニ</sup>春<sup>ハニ</sup>其<sup>ハニ</sup>必<sup>ハニ</sup>華<sup>ハニ</sup>。喻<sup>ハニ</sup>人<sup>ハニ</sup>何<sup>ハニ</sup>世<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>弗<sup>ハニ</sup>新<sup>ハニ</sup>。草<sup>ハニ</sup>無<sup>ハニ</sup>朝<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>遺<sup>ハニ</sup>露<sup>ハニ</sup>。喻<sup>ハニ</sup>世<sup>ハニ</sup>何<sup>ハニ</sup>人<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>能<sup>ハニ</sup>故<sup>ハニ</sup>。夫<sup>ハニ</sup>露<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>在<sup>ハニ</sup>草<sup>ハニ</sup>無<sup>ハニ</sup>一<sup>ハニ</sup>朝<sup>ハニ</sup>有<sup>ハニ</sup>余<sup>ハニ</sup>。以<sup>ハニ</sup>喻<sup>ハニ</sup>人<sup>ハニ</sup>之<sup>ハニ</sup>居<sup>ハニ</sup>世<sup>ハニ</sup>。無<sup>ハニ</sup>一<sup>ハニ</sup>時<sup>ハニ</sup>而<sup>ハニ</sup>能<sup>ハニ</sup>故<sup>ハニ</sup>也」とあって、「春毎に咲く花」も「草の上の露」もともに人

命の新旧交代の喩えであり、直前の対句「人何世而弗<sup>レ</sup>新、世何人之能<sup>レ</sup>故。」に対応するものとしていられる。『方丈記』はその対句を②の李周翰の注文「日及木槿華也。朝榮夕落」によって、「朝顔の花」と「花に宿る露」が生滅の先後を争う譬喩に置き換えたのではないだろうか。何故そのような形にしたかといえば、それは『方丈記』の主題が「人と栖の無常」を語ることにあるからであり、単に「人の命の無常」（朝顔の花に宿る露）のみではなく、「人の命を宿す栖の無常」（朝顔の花）もまた同じ重さで語るためであろう。

以上、「歎逝賦」の注文と『方丈記』の序章を比較考察してきたが、『方丈記』序章の表現が、その発想においていかに「歎逝賦」に依拠しているか、そしてそれは注文を含めての解釈の影響が大きいということを述べてきた。それと同時に両者のめざす方向性の違いの大きさも浮き彫りになってくる。最も大きな相違点は、しばしば述べてきたように、「歎逝賦」の主題が「逝くを歎く」ことにあるのに対して、『方丈記』が「人と栖の無常」を主題とすることであろう。『方丈記』においては「人の無常」だけでなく「栖の無常」もまた大きな意味を持つのであって、それは「歎逝賦」には見られない要素なのである。『方丈記』は「人と栖の無常」を語る「住居論」であり、「栖」の問題が大きな比重を占めていると言いうことができるであろう。このような『方丈記』の主題は、「歎逝賦」には見られないものであり、どこから来たものかといえば、やはり白居易の『草堂記』、慶滋保胤の『池亭記』等、草庵文学の系譜から来たものであろうと思う。長明は、「人と栖」の無常について書くことを決めた時、その序章を書くにあたって、馴れ親しんでいた「歎逝賦」の表現と構成に依拠しようと思ったのではないだろうか。「歎逝賦」の『方丈記』への影響は、序章にとどまっていると言っただけではないかと思う。

## 五 終わりに

『方丈記』の序章は、まず「川の流れ」と「うたかた」の譬喩をあげて無常の相を提示し、「世中にある人と栖」もまた同様であることを語る。次いで「たましきの都」の中の「栖」と「人」の生滅の相もまた水の泡に似ていることを述べ、最後に「人の命と栖の無常」の相を、朝顔の花とその花に宿る露に喩えて語りおさめている。この序章だけでなく、『方丈記』が全体にわたってすぐれた論証性と論理的な作品構造を有していることは、諸先学の指摘するところである。その中において三木紀人氏が『方丈記』を評して、「凡帳面に線を引くようにして作った作品」であり、「書きはじめたときには、この本の輪郭は長明の頭の中では一望のもとに見渡せていた」であろうと述べられていることが注目される。『方丈記』においては、序章で提起された主題が、次第を追って展開され、最終章に至っていると見るべきだと思ふからである。

序章で提起された「人と栖の無常」は、五つの災害によって実証され、それに対置する形で「方丈の庵」での閑居生活が語られる。その語り方はのびやかで明るく、長明が方丈の庵の生活を心から楽しみ味わっている有様が彷彿として浮かぶ。細野哲雄氏が指摘されたように、「歎逝賦」の「晚年になって悠悠自適の生活を樂しむ」骨組みの類似も首肯されるが、「歎逝賦」と決定的に異なる所は、やがてその理想とする草庵生活もまた無常であり、執心であるという思いに至ることである。それはこの書を書いたのが、「桑門の蓮胤」の故であり、仏者としての自己批判に至ることは必然の結果とも言えるであろう。最後にこのような仕儀に至ったのは、「若しこれ貧賤の報のみづから悩ますか、はた又妄心のいたりて狂せるか」と自問自答するが、「その時、心更に答ふる事なし」という状態のまま、筆

が据かれているのである。序章を書いた時に、全体の構想が既に決まっていたとすれば、最終章に至って「方丈の庵」での生活もまた無常であり執着であるという結論が出るであろうことは、上述したような序章の構造からすれば、あらかじめ予想されたことであろう。「方丈の庵」での閑居生活を理想的に描けば描くほど、最後の自問自答の答えが、「維摩の一黙」というような、明確な決着ではなかったことを暗示しているように思う。結局長明は、閑居生活の否定と肯定との間で揺れ動いていたのではないか、そしてそれが「不請阿弥陀仏両三遍となへてやみぬ」という語りおさめ方になったのではないかという気がしてならないが、この点については、「不請阿弥陀仏」の解釈の問題もあり、また稿を改めて考察したいと思う。

〔注〕

- (1) 引用は市古貞次校注・新訂『方丈記』（岩波文庫）の本文により、一部表記を改めた。以下特に断らない限り同じ。
- (2) 引用は小学館新版日本古典文学全集『十訓抄』により、一部省略した。以下特に断らない限り同じ。
- (3) 以下の古注の引用は築瀬一雄編『方丈記諸注集成』（豊島書房 昭和四四年）により、一部濁点、句読点をほどこした。
- (4) 凡そ正業教へ授けむことは、…論語には鄭玄、何晏が注。（日本思想大系『律令』岩波書店）。以下『令』の引用は同書の訓読文による。
- (5) 真田但馬 吹野安編『論語集註』（笠間書院・昭和四三年）
- (6) 包咸注は国立国会図書館デジタル化資料『論語集解』（正平版）による。孫綽注は国文学資料館公開の『論語

集解義疏』の本文により、私に訓点を付した。『義疏』は包咸注を鄭玄注とするが、敦煌本『論語鄭氏注』(ペリオ文書二五一〇号)では、鄭玄の注として、包咸注の部分に加え「傷有道而不見用也」とある(金谷治氏『唐抄本鄭氏注論語集成』(平凡社 一九七八年))。

(7) 『文選』の本文・注文の引用は、長沢規矩也編『和刻本文選』(汲古書院 昭和四九年)を用い、『足利学校遺跡図書館蔵明州刊本六臣注文選』(人民文学出版社 二〇〇八年)も参照した。字休・訓点は適宜改めた。李善注本の本文注記がある場合は、( )内に示した。

(8) 岡田正之氏『日本漢文学史 増訂版』(吉川弘文館 昭和二九年)

(9) 岡田氏前掲書

(10) 牧角悦子氏「日本における文選研究の歴史と現状」(二松学舎大学「人文論叢」第五六輯 平成八年三月)

(11) 岩波新日本古典文学大系『枕草子』

(12) 『類従本系江談抄注解』(武蔵野書院 昭和五八年)、小学館日本古典文学全集『今昔物語集一』、岩波日本古典文学大系『古今著聞集』

(13) 『増補 六国史』(名著刊行会)

(14) 大日本古記録『九曆抄』(岩波書店)

(15) 『日本国見在書目録』(名著刊行会 一九九六年)

(16) 神田喜一郎氏によれば、『江談抄』の説話の背景には、当時『文選』があまり読まれなくなり、また本文の音読も難しくなっていたという背景があったという(同氏『文選』のはなし―『吉備大臣入唐絵詞』に関連して―)、『鑑賞 中国の古典 文選』所収「文選の窓」 角川書店 一九八八年)。

- (17) 『古今集』の引用は岩波新日本古典文学大系、『和漢朗詠集』の引用、現代語訳は岩波日本古典文学大系によつた。以下同。
- (18) 集英社・全釈漢文大系『文選』解説、牧角氏前掲論文。
- (19) 『雲州往来』は『雲州往来享祿本本文』(和泉書院 一九九七年)により、一部語句を訂した。『台記』は『史料纂集』によつた。『台記』割注部分の「小金(令力)柱下」は藤原令明を指すという。
- (20) 大日本古記録『御堂関白記上』。以下同じ。
- (21) (22) 全釈漢文大系『文選(文章篇)一』解説(集英社 昭和四九年)
- (23) 長谷川完二氏「漢詩文と定家の和歌」(『語文』第26輯 昭和四一年)、小川剛生氏「『明月記』(治承四五年)を読む」解説一 定家の『文選』受谷一班」(『明月記研究』第5号 平成十二年)、藤川功和氏「藤原定家と「歎逝賦」―漢詩句受容の一側面―」(『古代中世国文学』第19号 平成十五年)など。
- (24) 講談社学術文庫『方丈記全訳注』(昭和五五年)
- (25) 関口忠男氏「『方丈記』序章考」(『日本文学』三七卷三号 一九八八年)。なお、他に手崎政男氏、堀川善正氏なども添加説をとる。
- (26) 新日本古典文学大系『千載集』、新編国歌大観『私家集』(山家集)
- (27) 築瀬一雄氏『方丈記全注釈』(角川書店 昭和四六年)
- (28) 全釈漢文大系『文選(文章篇)二』「歎逝賦」通釈
- (29) 引用は新編国歌大観『私家集』による。
- (30) 「世の中」を男女の仲、「朝顔」を朝起きたばかりの女の顔とする解釈もあり得る(中川博夫氏『大式高遠集注

『積』（貴重本刊行会 平成二二年）

(31) シンポジウム日本文学6 『中世の隠者文学』（学生社 昭和五一年）

〈付記〉 本稿を成すに当たり、新聞一美の教示を仰ぐことが多かった。記して感謝の意を表したい。